

◎新潟県告示第600号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、新潟市の亀田郷土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨の届出があった。

令和3年4月30日

新潟県新潟地域振興局長

1 就任

理事	新潟市江南区早通4丁目6番17号	杉本 克己 (理事長)
〃	〃 江南区小杉1丁目1番1号	青木 清
〃	〃 江南区北山994番地	阿部 徳威
〃	〃 江南区舞潟1048番地	佐藤 清一
〃	〃 江南区曾川甲168番地	野上 敏
〃	〃 中央区女池西2丁目3番17号	渡辺 昭雄
〃	〃 中央区長潟783番地	田中 敏明
〃	〃 東区中木戸218番地	佐野 正人
〃	〃 東区岡山819番地	田中 作一

就任年月日 令和3年4月11日

2 退任

理事	新潟市江南区早通4丁目6番17号	杉本 克己 (理事長)
〃	〃 江南区小杉1丁目1番1号	青木 清
〃	〃 江南区北山994番地	阿部 徳威
〃	〃 江南区舞潟1048番地	佐藤 清一
〃	〃 江南区曾川甲168番地	野上 敏
〃	〃 中央区女池西2丁目3番17号	渡辺 昭雄
〃	〃 中央区長潟783番地	田中 敏明
〃	〃 東区中木戸218番地	佐野 正人
〃	〃 東区岡山819番地	田中 作一

退任年月日 令和3年4月10日